

財務に関する事務の適正化に向けた運用の見直しについて

1 経緯

財務に関する事務に関しては、地方自治法を始めとする関係法令及び区例規に基づき、適正に運用してきたところである。しかしながら、長きにわたる事務運用の中で、事務処理環境や職員構成の変化等に伴い、制度と実務にかい離が生じ、事務執行に不十分な点があった。

また、令和2年度から導入した内部統制制度の運用において、不適切な事案の発生を受け、改めて区の財務事務の運用を検証し、運用を見直す必要があったことから、契約、支払及び執行状況管理に関し、改善を図ることとした。

2 これまでの運用における課題

(1) 検査事務について

- ア 検査事務取扱者（係長級）の検査事務についての意義・流れの理解度
- イ 納品後の履行確認の実施状況
- ウ 検査事務取扱者（係長級）の他の事務との兼ね合い

(2) 請求書の取扱いについて

- ア 請求日が空欄の請求書を受領した場合、事業者に請求書の補正を求めるなどの対応
- イ 検査合格後の請求書受領となる事務の流れ
- ウ 請求書受領時点で、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)に定められた日数以内に支払うことが困難なケースへの対応

(3) 執行状況の確認について

- ア 契約締結後、納品、検査、請求書の受領及び支払処理まで執行状況の管理
- イ 担当者任せにせず、組織として定期的な執行状況の確認実施及び職員相互のチェック体制の整備

3 見直し内容

(1) 検査事務について

検査事務の実効性を高めるため、検査事務取扱者（係長級）を対象とした研修の実施や事務マニュアルの再整備のほか、係長職の負担を考慮した権限の限定的な移譲や担任区分の見直しを進める。

また、検査フローを踏まえ、検査事務が適正に行えるようシステム改修を検討する。

(2) 請求書の取扱いについて

事業者から請求日を空欄で受け取ったものについては、原則として、事業者に請求日を記入するよう再提出を依頼する。再提出を求める場合、債権者本人の訂正は可とする場合、職員が補記することを可とする場合など、ケースごとに具体的な事例を示す。

また、郵便の遅れや事業者側の都合（請求書に記載された請求日と請求書を発送した日がかい離しているなど）により、請求書を受領した時点で、請求書に記載された請求日から支払遅延防止法に定められた日数以内に支払うことが困難な場合は、受領した日付の收受印（收受番号あり）を押し、その日を請求日とする。

なお、年間契約で1年分まとめて請求書を受領することは認めず、検査合格後に請求書を受領する。

(3) 執行状況の確認について

各課において予算執行の漏れが生じないようにするため、各職員が年度当初から年間支払計画を確認するとともに、管理職の関与を高めながら支払時期のスケジュール表及びチェックリストの作成を行う。

このほか、複数の視点で予算執行を確認するため、各課の管理職を中心に定期的な検査を行い、潜在的なリスクを早期に発見する。また、透明性を高めるため、各係同士のクロスチェック体制を導入する。

4 外部弁護士による評価

本件財務事務の見直し内容が適正な取組であるかを検証するため、外部の弁護士により評価を受ける。評価内容により指摘があった場合は、再度の見直しを検討する。

5 参考事例

(1) 訴訟案件において裁判所から指摘のあった事例（育成室委託料未払いに伴う交付金返還）

(2) 内部統制導入後に不備があった事例（子ども医療証印字不備）

【参考事例(1)】 育成室委託料未払いに伴う交付金返還に係る住民訴訟

本件は、平成 30 年度、担当職員が、育成室委託契約に係る委託料の未執行を知っていたにもかかわらず、上司へ報告せずに放置し、結果として約 1 億 4,000 万円の委託料を同年度内に執行することができなかった。これに伴い、当該委託料に係る国・都の交付金の交付が認められず、約 2,800 万円の交付金が不交付となった、というものである。

この事案を受けて、令和元年 12 月、このような事態を招くような業務体制をつくり、改善しなかったとともに、適切な業務を怠ったとして、事象発生当時の区長、教育長及び関係管理職を相手方として、区として交付金相当額約 2,800 万円の損害賠償請求をするように求める住民訴訟が提起された（以下「本件訴訟」という。）。

その後、訴訟の過程において、裁判所からは、①検査手続についての懸念、②請求日空欄の請求書の取扱い、③予算執行状況の組織としての把握についての指摘があった。その上で、区としてこれらの課題に真摯に取り組むべきではないかとの裁判所からの提案があり、これに応じた取組をこれまでも行ってきたこと、今後も取り組んでいくことを区として示した結果、令和 7 年 1 月 22 日、訴えの取下げを含む形で和解が成立し、本件訴訟は終了した。

【参考事例(2)】 子ども医療証印字不備について

子ども家庭部子育て支援課において、令和 5 年 10 月 1 日から使用する子ども医療証外 1 点を対象者 34,320 人に送付したところ、子ども医療証の印字部分に不備があることが、受け取った区民からの指摘により判明した。印字不備の具体的な内容としては、①有効期間が正しく表示されていなかったこと、②発行者名及び交付年月日の記載がなかったことである。

当該子ども医療証外 1 点は、委託契約した事業者が印刷、封入、封かんの上、区に納品したものであった。納品時に印字部分に不備がないか確認すべきところ、区及び事業者の双方において確認作業が不十分であったことが、事故の主な原因である。

当該不備の判明後、区と事業者の間で協議し、正しい医療証を再作成の上、10 月 1 日からの使用に間に合うよう対象者へ再送付した。

本件は、区民から寄せられた多数の問合せへの対応により通常業務に支障を来したとともに、再送付にかかる追加費用 3,511,085 円のうち、1,011,085 円を区が負担したことから、区に対する信用を大きく失墜させたものとして、令和 5 年度文京区内部統制評価において重大な不備と判断された。